

胆振東部消防組合議会定例会 第1回

平成25年3月22日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告の説明
- 4 施政方針の説明
- 5 一般質問の説明
- 6 提案理由の説明
- 7 議案第 1号 平成24年度胆振東部消防組合補正予算（第3号）について
- 8 議案第 2号 平成25年度胆振東部消防組合予算について
- 9 報告第 1号 現金出納例月検査の結果報告について

○出席議員

議長 海 沼 裕 作 君	3番 大 捕 孝 吉 君
1番 高 山 正 人 君	5番 山 崎 満 敬 君
2番 小笠原 直 治 君	6番 長谷川 健 夫 君

○出席説明員

管 理 者	宮 坂 尚市朗 君
副 管 理 者	近 藤 泰 行 君
代表監査委員	高 田 耕 示 君（欠席）
消 防 長	中 川 信 二 君
次 長	五十嵐 三 雄 君
総 務 課 長	藤 原 一 君
安 平 支 署 長	蘇 武 光 昌 君
追分出張所長	岩 佐 弘 君
厚 真 支 署 長	吉 村 正 弘 君
鷓川支署主幹	田 村 智 君
穂 別 支 署 長	猪 狩 利 春 君

○出席事務局職員

局 長	山 崎 豊 君
書 記	乃 村 哲 次 君
書 記	横 井 幸 男 君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議 長 只今の出席議員は、6名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回胆振東部消防組合議会定例会を開会致します。

◎開議の宣告

平成25年第1回定例会

胆振東部消防組合議会会議録

平成25年3月22日 開会

平成25年3月22日 閉会

胆振東部消防組合

○議 長 本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について  
○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第89条の規定により、3番大捕議員、5番山崎議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について  
○議 長 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮り致します。今期定例会の会期は本日1日間と致したいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」という声あり〕  
異議なしと認めます。  
よって会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 行政報告  
○議 長 日程第3、消防長より行政報告を求めます。  
○管 理 者 (記載省略、議事録音有り)  
○議 長 「行政報告」が終わりましたので、これより「質疑」に入ります。  
「質疑」ありませんか・・・  
〔「なし」という声あり〕  
「質疑」なしと認め、質疑を終わります。

◎日程第4 施政方針  
○管 理 者 管理者から施政方針の説明。(記載省略、議事録音有り)

◎日程第5 一般質問  
○議 長 一般質問は、山崎議員から2件、高山議員から1件の提出がありました。質問、答弁ともに簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

○議 長 それではまず1件目の発言を許します。山崎議員。  
○山崎議員 各支署の人数及び、町内在住の人数、町外在中の人数についてお伺い致します。現在各支署では、日勤の人数が決まっていると思われませんが、救急出動や火災出動の場合、自宅待機の者が二次出動に備えて支署へ来ることになっていると思うが、各支署が町内に在住していない職員はどのような対応を取っているのか伺います。

○管 理 者 前段については、私の方からお答え致します。後段は消防長から説明致します。まず、各支署の配置人員でございますが、安平支署が21名、追分出張所13名、厚真支署20名、上厚真分遣所6名、鶴川支署21名、穂別支署18名と消防本部が9名で合計108名となっております。

諸外の事情により消防長が認めた町外在住者は厚真支署1名、鶴川支署に1名の2名であります。以上であります。

○消 防 長 ご質問に対しまして、町内に在住していない基本的な考え方としまして、町内町外を問わず、職員の連絡につきましては携帯電話、メール等におきまして直接職員に連絡指令をしているところであり、また、消防本部、支署間の通勤者が非番、休日での火災が発生した場合は、その居住地内は出動する体制としまして出動態勢を現状制度の中では、最低限ですが確保しているものと考えま

す。町外者につきましては、連絡を入れてから着くまでにそれなりの時間がかかるということもありますが、やむを得ないと考えます。

○山崎議員 私の調べたところと認識が違うので、人事異動などする時に、人数は各支署で大きくは無いのですが、これから人事異動をする時に考えなくてはならないのは、結局違うところの町を見てそれに備えることなのであまり、4、5人もとなれば救急出動するにも困難になる、その辺について人事異動は色々な面で刺激になって良いのかも知れないが、あまりにも軽はずみな異動は止めた方がいいのではないかと2次出動ですが、今2名の町外者がいると聞いたのですが、私に穂別地区の町民から2、3年前から言われていたが今年も再度言われ4人程町外から通っている、しかも管内で無く違う所から通っている方もいると認識しているのですが、町民のがガセネタというか、その辺について再度お聞きしたい。

○消 防 長 4名程いるという認識は全くありませんでした。現在、穂別、鶴川間の人事交流でございますが、双方から2名ずつ4名が人事交流ということで実施しており、あと、それぞれ地域内に居住を構えているという認識があり今後調査しまして、対処していきたいと思います。

○山崎議員 もう一度質問して宜しいでしょうか？

○議 長 宜しいです。

○山崎議員 私の聞いている所によると10年程前から住んでいると聞いております。個人の事情で致し方なければ理解出来るところはあるが、消防職員という特別職なので、先ほど言ったとおり、救急出動で集まらなければならない時に管内にいないということは、如何なものか？町民の理解を得る為には、町に住んでいないということになると、町税も取っていないことですよ。どこから給料をもらっているんだというような町民から言われる。そういう理解を得る為には、職員の意識的なモラルの下がってしまうこともあり、実態の有る人間の名前は誰とは申しませんが、一般町民の方がそういう疑念を抱いているということは、今後新しい職員も入ってくるし、そういう人達の変な例にならないようある程度、職員に正しく指導してもらいながら進めてもらいたいと思います。

○消 防 長 消防職員として採用となる段階では、当然勤務地に勤務地(町)に在住するという条件付きで採用となっております。そういうことが生じているとなると嚴重に調査致しまして対処したいと思います。

○山崎議員 これから、調査してもらい、他の職員にもやる気を持ってもらう為には、是正して頂きたいと思います。

○山崎議員 2点目ですが、年金の支給年齢が25年度より1歳ずつ引き上げられ、職員の役職定年制、短時間勤務などの組織確保の為の諸法案が国会に提出している状況とは思いますが、国会では成立されていませんが、取りあえず25年3月時点で該当する職員がこれらせっぱ詰まった関係で質問させていただきます。現在胆振東部消防組合の条例をみますと、組合職員の定年等に関する条例第5条という条例が施行されていますが、この条例は現在の今言った年金との接続に見合った条例ではないと思われるので伺いたいと思います。この条例第5条について伺います。また、現在、職員の再任用に関する条例が組合構成3町で施行されているのは、安平町が平成20年12月から施行されており、厚真、むかわ町では条例化されていないと認識していますが、胆振東部消防組合の再任用制度について条例化を考えると、全部の町村が条例化されていないと、難しいと思いますが各支署の職員の人件費は、各町の自賄いという形で行われている以上難しい思いますが、消防長として考えがあればお伺い致します。先ほど、管理者の施政方針の中でも説明が出ていましたが、それを含めましてお考えを伺います。

○消 防 長 条例の第5条の部分であります。これにつきましては、地方公務員法に定めます一般的な規程として定めている部分でございますが、再任用につきましては、1年ごとの期限を定めまして最高で3年でございますので、今回の年金支給開始年齢の引き上げに伴う対応されたものでは、ございません。消防の場合、市町村の一般職員とは別に、年金の制度が2つに分かれておりますのでその説明から消防司令以下の階級にあるものにつきましては現行では各支署支署長以下の職員は特定消防職員として、年金の支給開始年齢が一般職員、消防で言いますと消防司令長以上になります。この者が25年度末退職者から年金の継続が無くなる、これに対しまして特定消防職員の場合、一般職員より6年経過後の32年度末退職者から年金の継続が無くなるとなっております。それと、消防としての考えでございますが、昨年の組合構成町、総務課長会議に於きまして消防職員についての再任用制度の条例について取組をして行かなければならないということで、各構成町総務課長にご協力をお願いしましたところでございます。まだ全ての構成町が実施している訳でございますので、今後に於きましても制度化に向けて取り組んでいきたい、何とか25年度中に制度化したいと考えをしております。厚真町に於きましては、現在制度化に向けて検討を始めた、むかわ町に於いては、25年1年かけて検討する方向にあるということでございます。

○山崎議員 今後、各町が条例を整備されるとは思いますが当組合に於いても、町の一般職とは違って消防という特殊な勤務態勢を長年培ってきた技能経験を有効的に活用出来るように、既に再任用制度がある組合もあると思うのですがその実態の把握、情報共有化などを消防に対しては32年度という話を伺いましたが、その制定に向けた調査検討委員会の設置を含めた前向きな考えがないのかということと、更には人員の確保が必要では無いのかと思われま。その為に職員が減って来ているとは、町民がひしひし感じてきていると思うので、町民に対しての消防職団員はこの限りでは無いということの説明責任があると思うのですが、管理者としてのご意見、お考えをお聞きしたい。

○管 理 者 再任用含めて消防職員の現員世代の職復とタイムラグをなるべく早めに対処していき、構成町がありますので前向きな相談をしていきたい。消防の場合は特定消防職員と一般職員という区別がありますので、いずれにしても職員の指揮が影響しますので、再任用制度を早く出来るような体制にしたいと考えております。再任用制度で採用した職員は、特に指令、現場に出るわけでは無くして色々と指令をする立場で活用しているという例も聞いている。そういう活用も含めて検討したいと考えております。また、定数と給与ですが、定数は必ずしも人口割りに比例して職団員の数を減らせばいいという問題ではない。行政面積が変わらないので安心安全地域として守っていく為には最低必要な人数が出てきます。現在の人数をさらに絞り込むということは、考えておりません。構成町にもその辺理解をしてもらいたい。団員の確保も同じようにそれぞれの事業所の協力を求めていくと考えております。給与については、国からの地方公務員給与削減の要請の主旨を考えると、構成町も悩ましていると思いますが、国の要請に従うよう考えておりまう。今年度限りとなりますが、有る程度構成町と合わせていかなければならないと考えている。これは、特殊な事例と考えております。

○山崎議員 是非、今まで答弁頂いたことを強いリーダーシップの中で各構成町に方へ訴えかけて頂きたいと思えます。これで質問を終わらせて頂きます。

○議 長 会議規則の中には質問は2度と定めておりますが、議論を深める為に権限により回数は問いません。すみませんが、簡潔明瞭にお願い致します。

○議 長 次に高山議員の質問を許します。

○高山議員 私の方からは、非常備消防の教育訓練についてお伺い致します。胆振東部消防組合計画の第3章教育訓練、第8条本章に定める教育訓練は、警防規程

第8章の規程に基づき職団員に対して消防の責務を正しく理解・認識させるとともに、消防人としての人格の向上、知識・技術の習得、体力気力の錬磨、規律の保持・協同精神の涵養を図り、公正明朗、能率的に職務の遂行が出来るように、また、災害において本計画が定める諸般の行動が円滑かつ効果的に実践し得るよう訓練することを目的とする。とありますが、現在組合全体の非常備消防の教育訓練の状況について伺います。

○消 防 長 胆振東部消防組合の訓練教養についてですが、消防計画の中に記載されているところです。その中で第9条に教育訓練の区分が書かれております。消防学校における教育、消防団員の基礎教育、女性団員の教育、団幹部の教育それと消防団員現地教育ということがございます。消防学校で研修を受けるものでありまして、基礎教育が3泊4日、派遣人員が平成24年度、4名。内訳につきましては、厚真2名、鶴川1名、穂別1名でございます。また、幹部教育は2泊3日で派遣人員4名、厚真2名、鶴川1名、穂別1名となっております。現地教育訓練につきましては、消防学校から教官を派遣頂きまして、地元で訓練が受けられるものであります。学校以外では、組合管内の団員現地教育訓練、胆振地方の訓練大会が無い年に実施しており、女性団員教育、普通団員教育、幹部教育を回り順で年1回実施しているところでありま。その他の教育は、職員は救急救命士の研修等、専門的な知識を得る為の研修機関への派遣、外部講師による講演、講習会、団員にあたりましては、東消連の教育訓練への派遣などがございます。現場的な訓練につきましては、第10条、11条でも職員の訓練が個別に記載されております。11条の2項に団長は実践に必要な現場等において装備に準じて団員の訓練をしなければならずとなっております。平成24年中の団員訓練は大きく分けて4分類の訓練が実施されております。警防訓練52回、延べ995名、救急訓練5回、延べ117名、操法訓練が100回延べ1223名、教養訓練が4回延べ45名、以上のとおり訓練を実施して、支署と連携した訓練が実施されております。

○高山議員 色々沢山数字を頂いてありがとうございます。非常備ということですから、訓練は、消防長が示されたように出来ていると感じます。私が今ここで問題を議論しようとしているのは、訓練されている姿勢は変わらないのですが、実際に各団によってはそれぞれ訓練のレベルの差が非常に大きなことが問題ではないかと思えます。連携された訓練というのがどのよにされて、現状でどのような訓練がされているのかは、各支署の方がおられているので、出来れば現状では訓練に対してどのように感じておられているのかお聞きをしたいと思えます。

○議 長 今、質問があったようにこれから各支署長にお任せしたいと思えますが、質問の意味はわかりますよね。各支署毎に違うと思うのでそういう話を頂きたいと思えます。安平支署から順にお願いします。

○蘇武支署長 支署と団との連携訓練でのご質問であると思えます。定例的に年間行事計画がございます。この中でメインとしては定期出動訓練、その中で秋の消防演習を通じて職団員の活動訓練を実施しているのが現状であります。団員活動は後方支援がメインとなっているのではないかという話もありますが、あくまでも大きな災害になると後方支援だけでは済まないということで、訓練計画を立てております。その辺も含めてご承知於きして頂きたい。

○岩佐所長 追分分団ですが、年間5回の定期訓練を行い、それと揚水訓練、職員との演習等に活用しています。

○吉村支署長 春、秋の消防演習これは模擬火災訓練と大きな災害の訓練、女性団員の救急訓練等をしております。その他に年間の出動訓練、夏は放水訓練等、冬は各個訓練小隊訓練、2月から3月は救急訓練しています。救急訓練で過去に消防団員が心肺蘇生をして助けたという事例もあります。団と支署はうまく

行っていると思います。

○田村主幹 年間計画で実施しております。主に1回目の春演習、定期出動の時に要請があれば職員も指導している。

○猪狩支署長 年間を通しまして、春、秋に分けてまして団長の出動命令で、団員にも指揮系統を目的としたもので、訓練につきましては、各分団単位で実施し、放水訓練、秋には各所々からの出動を実施。これからも、こういった形で進めていきたいと考えています。

○高山議員 ありがとうございます。お話を聞いておりますと各支署でそれぞれ連携訓練をしているとわかりました。ただ、連携訓練については、地域によって差が出て来ている、出席回数はどうなのか？連携訓練は全員が出来ているのか、違いがあると思います。お願いしたのは、これぐらいは最低やって頂きたい、有る程度基準を決めた中で年間計画もされたうえで特性を図って体制づくりをして頂きたい。最後に消防長のお考えを頂きたい。

○消 防 長 高山議員のおっしゃる通り、地域によって差がある気がしております。また、出勤率も影響してきますので、まだまだ問題もあるかと思えます。消防団の出勤率を上げること、訓練についても同じレベルに上げることが一番望ましいことですので、議会の議員さんから出たということで4月に団長会がありますので、そこでお話してみたいと考えております。

#### ◎日程第6 提案理由

○議 長 日程第6、提案理由を求めます。宮坂管理者。

○管 理 者 (記載省略、議事録音有り)

#### ◎日程第7 議案第1号 平成24年度胆振東部消防組合補正予算(第3号)について

○議 長 日程第7、議案第1号「平成24年度胆振東部消防組合補正予算(第3号)について」を議題といたします。本案について説明を求めます。藤原総務課長。

○総務課長 (記載省略、議事録音有り)

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

「質疑」はありませんか。高山議員。

○高山議員 安平支署の交通事故につきまして、どのような状態でどのような金額をなってしまったのかをお聞きしたいのと、安平支署では今年の8月議会定例会におきましても41万8千円処理したということがありますが、これはあってはならない、なってしまったことは仕方ないことと思えますがこれについてお聞きしたい。

○総務課長 交通事故の概要のご説明を致します。平成25年2月5日午前11時15分頃、救急救命士ビデオ硬性挿管用気管講習受講の為、この職員の送迎中に発生した事故であります。入校職員につきましては、公用車で送迎しております。車両の運転手が安平支署指令車、国道234号線を走行中、当日は悪天候、地吹雪という視界が悪い中、路面の圧雪アイスバーン状況で車間距離を充分考慮して運転走行しておりましたが、前方走行車両停止に気づき停止しようとしたが止まりきれずに、トレーラーと追突した事故であります。けが人は発生しておりません。概要につきましては以上です。事故に対する処理ということで、ご質問あると思います。過去に発生した事故、今回の事故につきましては、消防長の方から諮問のあります懲戒委員会を開催しましてその中で協議し消防長に答申致しております。その答申によりまして今回の事故の該当者職員に対しましては、文書による厳重注意という処分を出しております。

○議 長 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

なしと認めます。質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

なしと認めこれで討論を終わります。

議案第1号について採決を行います。

本案について原案通り決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案通り可決することに決しました。

#### ◎日程第8 議案第2号 平成25年度胆振東部消防組合予算について

○議 長 日程第8、議案第2号「平成25年度胆振東部消防組合予算について」を議題といたします。本案について説明を求めます。藤原総務課長。

(記載省略、議事録音有り)

○総務課長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○議 長 「質疑」はありませんか。大捕議員

○大捕議員 予算書の33ページ、モーターサイレン購入と37ページのモーターサイレン購入について性能などはわかりませんが、100万の価格差がある。この辺の内容についてご説明頂きたい。

○議 長 暫時休憩致します。

○議 長 議会を開始します。消防長。

○消 防 長 厚真につきましては、制御板及び配線每全部取替ということで、穂別につきましてはサイレンのみの取替ということでの金額の差であります。

○議 長 高山議員。

○高山議員 31ページの安平施設費修繕料、資料の中で追分庁舎ファンコンベクター修繕3年と記載され修繕料が2,988千円になっているのでしたら内訳について詳しく教えて頂けますか？

○消 防 長 31ページの安平施設費修繕料につきましては、主に車検修繕であります。

○高山議員 追分庁舎ファンコンベクターについてわからないので、教えて頂けますか？

○岩佐所長 築昭和55年度に建築した建物で、それから一切暖房関係整備しておりませんので、ボイラーを数年前に取替ました。現在、ファンコンベクターは全然回っていない状態で取り替えないと意味を成さない状況で、熱交換機の修繕です。

○議 長 高山議員。

○高山議員 安平支署の中で備品購入費でパソコン購入、先ほど補正予算でもパソコン購入23万7千円価格から2台程度かなと思いますが、あとどれくらい買えばパソコンは買わなくて済むのか、計画的にどうなっているのか教えて頂きたい。

○議 長 蘇武支署長

○蘇武支署長 10年計画ということで更新計画を立てています。概ね、8年を目処に更新計画、金額に差がある質問も含まれていると思います。近年パソコンも低価格になり町から指示があり、1台あたり12万程度の物に金額を落としております。計画については暫時、8年に1台の交換、役場の中古も借用している。概ね10年で消防の備品として整備したいと考えております。平成25年度で予算を見ておりますが、あくまでも前倒しで補正で2台購入しなさいと町から指示されています。

○議長 質問は何台、何年必要なのかということです。簡潔明瞭に。  
○蘇武支署長 台数は合わせて、資料は今日持ち合わせていませんので、後ほど詳しくご説明致します。

○議長 ほかに質疑はありませんか。大捕議員。  
○大捕議員 説明資料の9ページの厚真、鶴川、穂別の消防ホース購入があるんですが、ホースの単価に差があるのですが、各支署どのような計算をしているのか聞きたいのですが？

○議長 消防長。  
○消防長 厚真と穂別の消防ホースは検定圧力16キロ以上ということで値段が高くなっています。鶴川は、13キロでホースの検定圧力により値段が違うということであります。

○議長 他に質疑はありませんか。  
[「無し」という声あり]  
「質疑」無しと認め質疑を終わります。  
次に「討論」を行います。  
討論はありませんか。  
[「無し」という声あり]  
討論なしと認めこれで討論を終わります。  
本件について「認定する」ことにご異議ありませんか。  
[「異議無し」という声あり]  
異議なしと認めます。  
本件について「認定する」ことにご異議ありませんか。  
[「異議無し」という声あり]  
異議なしと認めます。

◎日程第9 報告第1号 現金出納例月検査の結果報告

○議長 日程第9 報告第1号「現金出納例月検査の結果報告について」は9ページから12ページに記載のとおり監査報告でございますので、報告済みといたします。

◎閉会の宣言

○議長 以上をもって、今期定例会に付議された案件はすべて議了致しました。これをもって、平成25年第1回胆振東部消防組合議会定例会を閉会致します。

閉会 午後12時00分